

難民対策連絡調整会議幹事会の構成員の官職の指定について

令和 5 年 12 月 1 日
難民対策連絡調整会議議長決定
令和 6 年 6 月 21 日
一 部 改 正
令和 7 年 3 月 24 日
一 部 改 正

難民対策について（平成 14 年 8 月 7 日閣議了解）第 2 項（4）に基づき、難民対策連絡調整会議幹事会の構成員の官職を、別紙のとおり指定する。

難民対策連絡調整会議幹事会 構成員

議 長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
警察庁警備局外事情報部外事課長
総務省自治行政局国際室長
出入国在留管理庁出入国管理部出入国管理課難民認定室長
出入国在留管理庁在留管理支援部在留支援課長
外務省総合外交政策局人権人道課長
財務省大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省大臣官房国際課長
文部科学省総合教育政策局日本語教育課長
厚生労働省職業安定局外国人雇用対策課長
農林水産省輸出・国際局新興地域グループ長
経済産業省通商政策局国際経済部参事官
国土交通省総合政策局政策課政策企画官
海上保安庁警備救難部国際刑事課長